

**燃料油価格激変緩和事業
新制度について
(9月～12月末)**

2023年9月4日

燃料油価格の激変緩和事業の推移

支給対象期間	1月27日 ～ 3月9日	3月10日 ～ 4月27日	4月28日～ 9月末	～12月末	2023年1月～		
					1～5月	6月以降	9月以降
補助上限額	5円	25円	35円 さらなる超過分についても1/2 を支援		1月から5月までは補助上限額をゆるやかに調整 ※補助上限を35円から25円まで毎月2円ずつ引き下げ	6月以降、段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化 ※25円以下の部分は、補助率を2週毎に1/10ずつ引き下げ、25円超の部分は、補助率を2週ごとに0.5/10ずつ引き上げ	17円超の部分は全額補助とし、17円以下の部分は補助率3/5 ※流通の混乱を防ぐ観点から、9月の補助率は3/10とし、10月から12月までは補助率を3/5とする
基準価格	170円 (4週ごとに1円切り上げ)	172円	168円				
対象油種	ガソリン、軽油、灯油、重油		ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料				
予算	令和3年度補正予算等： 893億円 令和3年度予備費： 3500億円		令和4年度予備費： 2774億円 令和4年度補正予算： 1兆1655億円	令和4年度予備費： 1兆2959億円	令和4年度第2次補正予算：3兆272億円		

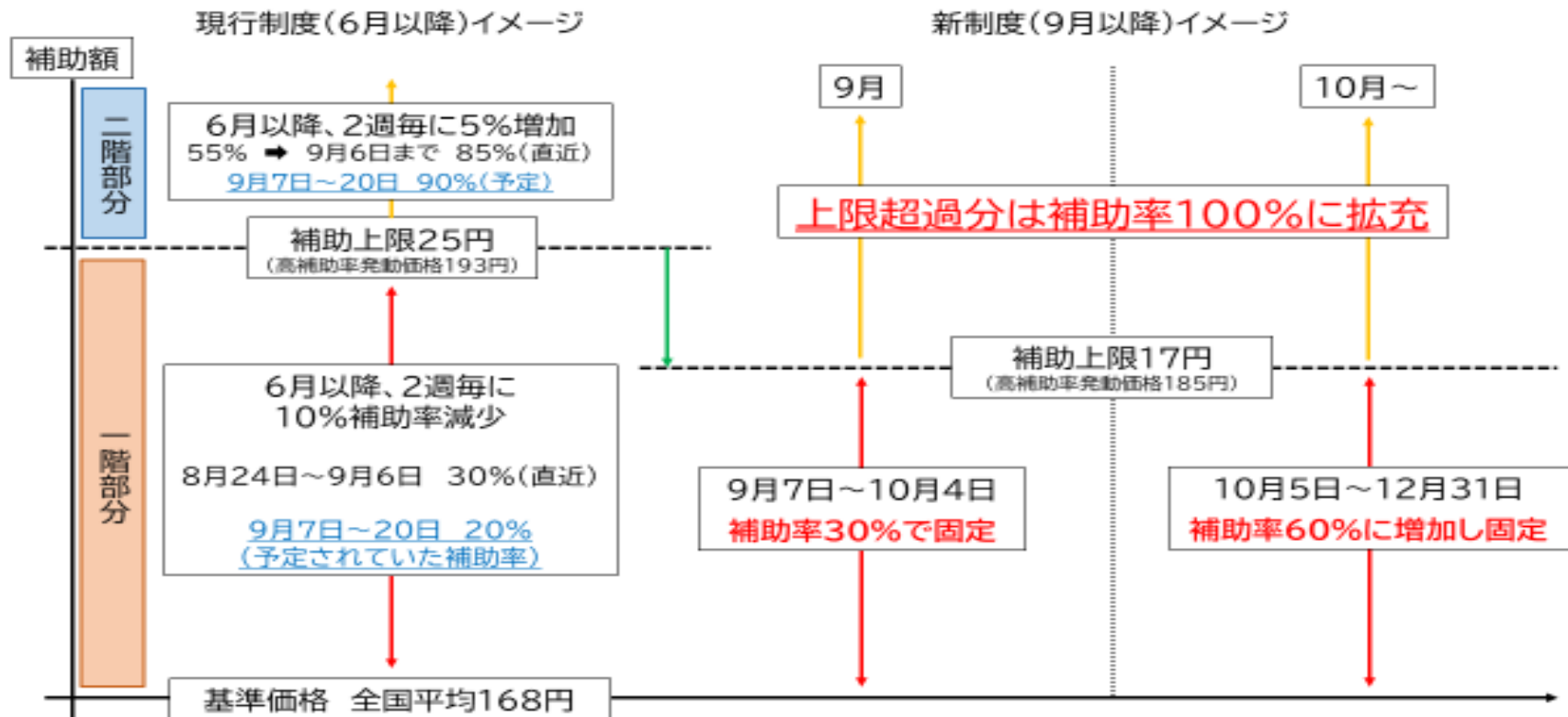
激変緩和対策事業の新制度について

◆ 9月～10月【9月7日(木)～10月4日(水)】

- I. 高補助率発動価格(上限額)は17円で固定(17円=最高水準185円と基準価格168円の差額)
- II. 17円以下の補助額は補助率**30%**とする。
- III. 17円超過の部分は**全額(100%)補助**とする。

◆ 10月以降【10月5日(木)～12月31日(日)】

- I. 高補助率発動価格は17円で固定
- II. 17円以下の補助額は補助率**60%**とする。
- III. 17円超過の部分は**全額(100%)補助**とする。



激変緩和対策事業 9月以降の補助額の例

【新制度での補助額について】

◆補助額計算式

- ① a.当週全国平均小売価格－168円＋b.前週補助額＋c.(前週ドライブ平均－2週前ドライブ平均)＝基礎補助額(仮)
② **実補助額＝基礎補助額×d.補助率**

◆今週分(8/31～9/6)の補助金算出データを例に、試算

- a.全国平均小売価格＝185.6円
b.前週補助額＝10.0円
c.前週ドライブ平均79.8円－2週前ドライブ平均79.7円＝0.1円

A. 9/7～10/4までの計算手順

- ① a.185.6円 － 168円 ＋ b.10.0円 ＋ c.0.1円 ＝ 27.7円
② (上限までの計算) 17円 × **30%** ＝ 5.1円
③ (上限超過分の計算) 27.7円 － 17円(上限額) ＝ 10.7円超過 ➔ 超過分は100%補助対象
④ ②5.1円 ＋ ③10.7円 ＝ 15.8円(補助額)

B. 10/5～12/31までの計算手順

- ① a.185.6円 － 168円 ＋ b.10.0円 ＋ c.0.1円 ＝ 27.7円
② (上限までの計算) 17円 × **60%** ＝ 10.2円
③ (上限超過分の計算) 27.7円 － 17円(上限額) ＝ 10.7円超過 ➔ 超過分は100%補助対象
④ ②10.2円 ＋ ③10.7円 ＝ 20.9円(補助額)

(参考)新制度に向けた手順・スケジュール

- 9月4日 (月) 石油製品価格調査の実施
- 9月7日 (木) 新制度開始 (新制度の下で計算された補助金の支給開始)
(17円超の部分は全額補助とし、17円以下の部分は補助率3/10)
- 10月5日 (木) 185円以下の部分の補助率引き上げ
(17円超の部分は全額補助とし、17円以下の部分は補助率3/5)

【2023年9月】

【2023年10月】

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	9/4 ● 石油製品 価格調査 実施日	9/5	9/6 ● 石油製品 価格及び 支給単価 公表	9/7 ● 新制度 開始	9/8	9/9	10/1	10/2 ●	10/3	10/4 ●	10/5 ● 185円以下部分の 補助率 引き上げ	10/6	10/7
10	11 ●	12	13 ●	14 ●	15	16	8	9 ●	10	11 ●	12 ●	13	14
17	18 ●	19	20 ●	21 ●	22	23	15	16 ●	17	18 ●	19 ●	20	21
24	25 ●	26	27 ●	28 ●	29	30	24	23 ●	24	25 ●	26 ●	27	28

※毎週月曜に価格調査を行い、水曜日に調査結果と支給単価を公表。元売事業者は木曜日から卸価格に反映。